

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	中国・四国地方における県指定伝統的工芸品制度の現状と問題点
Author(s)	大淵, 和憲
Citation	広島大学マネジメント研究, 22 : 55 - 70
Issue Date	2021-03-27
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050780
Right	Copyright (c) 2021 by Author
Relation	



中国・四国地方における県指定伝統的工芸品制度の 現状と問題点

Current Status of the Prefecture-designated Traditional Craft Systems in Chugoku-Shikoku Area and Related Issues

大淵 和憲
Kazunori Obuchi

要 約

本稿では中国・四国地方における県独自の伝統的工芸品指定制度に焦点を当て、各県における指定制度の運用状況を整理し、その指定品目数や指定年月日等の基本情報を把握した上で、各県の指定根拠例規の施行・改正経緯や特徴点を確認する。そして、その現状把握から見出される課題や問題点を踏まえた提言を行う。

各県の伝統的工芸品の指定状況を調査した結果、総数は218品目に及んだ。伝統工芸品に関する基礎的情報の更新は、今後の研究促進や伝統工芸産業存続に不可欠な営為である。

また、助成や補助金といった従来の支援振興も大切であるが、工芸品が持つ歴史性といった不可視的な要素にどう指定制度が貢献できるのか、という視点も重要である。一つの伝統的工芸品が県から指定を受けることによって、工芸品としての歴史的価値が付与されるためには、その指定制度の根拠となる要綱等の歴史性こそ確固たるものでなければならない。

キーワード：伝統的工芸品 伝産法 指定制度 要綱 指定解除 公表

1. はじめに

1.1. 研究の背景

我が国における経済産業大臣指定の伝統的工芸品¹⁾は全国で235品目に上る（経済産業省2019）。この内、中国・四国地方で生産されているものは25品目である（表1、但し出雲石燈ろうは2県に重複しているが1品目と数える）。これらの伝統工芸従事者に対する支援・振興は、1974年に制定・施行された「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）」に則り、46年の歳月を経た現在も実施され続けている。

しかし、国が指定する伝統的工芸品をもって我が国の伝統工芸品の全てを包含するものでは決していない。「生産規模が小さい」や「技術・技法の歴史が短い」等の理由により、国からの指定を受けていない伝統工芸品が全国各地に、そして中国・四国地方においても多数存在している。ところが、その正確な総品目数といった基本的な情報を知ることが案外難しい現状にあることは、あま

り知られていない。

もちろん、これらの伝統工芸品の中には、県独自の伝統的工芸品として指定を受けているものがあり、各県のホームページやパンフレット等を参照することにより、指定に関する何らかの情報を得ることができる。しかし、実際にそれらの資料を閲覧すると、各県で情報の公開度合いにばらつきがあるだけでなく、技術・技法の歴史・継続が証明できる概ねの年数といった、指定に必要な要件が県毎に異なっていること等から、各県の指定制度に独自性が見られ多様性に富んでいることに気づかされる。このため、県指定伝統的工芸品の実態やその制度内容の把握なしに、我が国の伝統工芸品について論じようとする時、その全体像をつかむことは容易ではなく、ごく一部分である国指定の伝統的工芸品のみを対象とした議論に留まらざるを得ない。

ところで、全国の伝統工芸品や県指定伝統的工芸品に関する基礎的情報（例えば、指定品目数

表1. 中国・四国地方の経済産業大臣指定伝統的工芸品一覧

県名	品目名	工芸品の分類	指定年月日	主な製造地域	主な産地組合・窓口機関
広島県	熊野筆	文具	1975年5月10日	安芸郡熊野町	熊野筆事業協同組合
	広島仏壇	仏壇・仏具	1978年2月6日	広島市, 三原市, 福山市, 府中市, 三次市他	広島宗教用具商工協同組合
	宮島細工	木工品・竹工品	1982年11月1日	廿日市市	宮島細工協同組合
	福山琴	その他の工芸品	1985年5月22日	福山市	福山邦楽器製造業協同組合
岡山県	川尻筆	文具	2004年8月31日	呉市	川尻毛筆事業協同組合
	勝山竹細工	木工品・竹工品	1979年8月3日	真庭市	真庭市勝山振興局地域振興課
島根県	備前焼	陶磁器	1982年11月1日	備前市, 岡山市, 瀬戸内市	協同組合岡山県備前焼陶友会
	出雲石燈ろう	石工品	1976年6月2日	松江市, 出雲市	来待石燈ろう協同組合 松江石燈ろう協同組合
	雲州そろばん	文具	1985年5月22日	仁多郡奥出雲町	雲州算盤協同組合
	石州和紙	和紙	1989年4月11日	江津市, 浜田市	石州和紙協同組合
鳥取県	石見焼	陶磁器	1994年4月4日	江津市, 浜田市, 益田市, 大田市, 鹿足郡津和野町	石見陶器工業協同組合
	因州和紙	和紙	1975年5月10日	鳥取市	鳥取県因州和紙協同組合
山口県	弓浜緋	織物	1975年9月4日	米子市, 境港市	鳥取県弓浜緋協同組合
	出雲石燈ろう	石工品	1976年6月2日	境港市	鳥取県石燈籠協同組合
愛媛県	赤間硯	文具	1976年12月15日	下関市, 宇部市	山口県赤間硯生産協同組合
	大内塗	漆器	1989年4月11日	山口市, 萩市	大内塗漆器振興協同組合
高知県	萩焼	陶磁器	2002年1月30日	萩市, 長門市, 山口市, 阿武郡阿武町	萩陶芸家協会
	砥部焼	陶磁器	1976年12月15日	松山市, 伊予郡松前町, 砥部町	砥部焼協同組合
香川県	大洲和紙	和紙	1977年10月14日	西予市, 喜多郡内子町	大洲手すき和紙協同組合
	土佐和紙	和紙	1976年12月15日	南国市, 土佐市, 吾川郡いの町, 高岡郡津野町他	高知県手すき和紙協同組合
徳島県	土佐打刃物	金工品	1998年5月6日	高知市, 安芸市, 南国市, 須崎市, 土佐清水市, 香美市他	高知県土佐刃物連合協同組合
	香川漆器	漆器	1976年2月26日	高松市, 丸亀市, さぬき市, 三豊市, 観音寺市, 木田郡三木町, 仲多度郡まんのう町	香川県漆器工業協同組合
徳島県	丸亀うちわ	その他の工芸品	1997年5月14日	丸亀市	香川県うちわ協同組合連合会
	阿波和紙	和紙	1976年12月15日	吉野川市, 那賀郡那賀町, 三好市	阿波手漉和紙商工業協同組合
	阿波正藍しじら織	織物	1978年7月22日	徳島市	阿波しじら織協同組合
	大谷焼	陶磁器	2003年9月10日	鳴門市	大谷焼陶業協会

出所：伝統工芸青山スクエアウェブサイト「伝統工芸品を探す」等を基に筆者作成

等)は、経済産業省の外郭団体である伝統的工芸品産業振興協会がかつて『全国伝統的工芸品総覧』(以下『総覧』という。)としてまとめて発刊し、伝統工芸品に関する研究の多くがこの資料に依拠してきた。しかし、この資料は2006年度版の刊行を最後に、それ以降は刊行されておらず²⁾、現在ではこの資料と同等レベルの最新データを一元的に得ることは困難な状況にある。

以上の状況を踏まえ、県指定伝統的工芸品の品目数や指定期日、制度の運用状況等について各県の担当部署に確認を行い、指定に関する基礎的情報を整理することは、今後の我が国の伝統工芸品に関する研究の遂行にあたって不可欠な営為であるとの認識に至った。

1.2. 先行研究の整理

以上の背景を踏まえつつ、伝統工芸品を対象としたいくつかの先行研究を2つの視点から概観する。

1つ目の視点として、都道府県を単位とした伝統的工芸品産業の現状についての研究がある。

まず、中国・四国地方の各県を対象とした佐中

(2007)がある。各品目の生産額・従事者数の現状や歴史的推移を整理した上で、伝統工芸産業を地域振興策の重要な柱の一環と位置付け、文化政策的視点を強化することの必要性を強調している。この中で、中国・四国地方の県指定伝統的工芸品の品目数は、前出の『総覧』を基に算出されているが、「圧倒的に不十分でありまた得られた限りの統計資料もかならずしも正確な実体を反映しているとはいいがたい³⁾」との注記がある。執筆時点において県指定伝統的工芸品の指定件数をはじめとする基本的情報の正確な把握が困難であったことが窺える。

また、南保(2017)は福井県における国指定伝統的工芸品7品目が抱える課題を整理した上で、各産地が「文化と流行」の融合を図りながら市場での存在感を高める必要性があると述べている。これは比較的新しい時期の研究であるが、伝統的工芸品の品目数について、「統計としてはやや古い『全国伝統的工芸品総覧』をもとに全国の伝統的工芸品産業の状況をみると、2006年3月現在、伝産法に基づく伝統的工芸品のほか工芸用具・材料を含めたその数は1,275品目に及ぶ⁴⁾」と、

論文発表時点より10年余前の品目数データに依拠しており、更新されたデータの引用がなされていない。

以上より、都道府県単位の伝統的工芸品産業を論じる上で、総品目数等といった基本的情報の整理・集計が十分に尽くされていない可能性があり、またその基本的情報を収載した『総覧』の改訂が2006年度で止まったため、これ以後の伝統工芸品の研究においても、この2006年度時点の情報に依拠して伝統工芸品の研究が行われている状況にあることがわかる。

2つ目の視点は、都道府県を単位とした伝統的工芸品の指定制度の整備状況についての研究である。

まず、西口（2007）は、京都府・京都市における伝統産業振興条例の制定に携わった経験から、そのプロセスについて詳細に分析した上で、都道府県・市町村単位で実施する伝統産業行政の今後のあり方について提言を行っている。この中では条例制定を機に、伝統産業を伝承だけの産業にとらえず、継承、保存と同じくらい「新たな」創造を続ける外に向けた積極的な展開が重要であると述べている⁵⁾。他県の伝統的工芸品指定制度の制定プロセスや、例規の条文の含意等について記述した研究は多く見られないと考えられる。

次に前川ほか（2014）は、伝産法に関連した都道府県の条例等の整備状況や、各都道府県が行う公的支援の現状について各自治体にアンケート調査を行い、その結果を基に、伝統的工芸品指定制度が伝統工芸産業の発展に資するものであるか否かを検討している。この中で、アンケート調査結果から、中国・四国地方で指定要綱等を持つ県は6つの県と提示している。しかしこの調査時点において実際には8県で指定要綱等が施行されていたと考えられる⁶⁾。これは各県の指定要綱等を実際に関連することで把握できる情報であるが、指定要綱を公表していない自治体もあり、ウェブ検索等ですぐに閲覧できるものではない。

そして北出（2017）は、各都道府県の指定制度について、ウェブ検索を用いて指定品目数や歴史的年数要件等の特記事項を抽出・対比した上で、大阪府指定の伝統工芸品3品目の生産者に対しヒアリング調査を行っている。そして、伝統的工芸品振興を目指す中でそれらの制度が共通して直面

する課題として、指定要件を満たさなくなった品目をいかに存続させるかという点を見出している。その上で、今後の施策のあるべき方向性として、都道府県指定品目にあっても、国指定の品目と同様、原材料・道具調達から流通を含めた実情把握と総合的な支援の必要性を指摘している⁷⁾。この中で、各都道府県の指定状況について、ウェブ検索によってある程度の基礎的情報が示されているが、特に四国地方の情報が得られていない箇所が見られる⁸⁾。

以上より、都道府県単位の伝統工芸産業の現状について、中国・四国地方に焦点を当てた先行研究に佐中（2007）があるものの、県指定伝統的工芸品の現状を正確に把握した上で、その制度運用の実態にまで踏み込んで考察を加えた論考は見出すことはできないことがわかった。

1.3. 研究の目的と構成

以上の先行研究の検討を踏まえ、本稿では中国・四国地方における県独自の伝統的工芸品指定制度に焦点を当て、各県における伝統的工芸品指定制度の運用状況を整理し、指定品目に関する情報の正確な把握を目指す。そして、その現状把握から見出される課題や問題点を踏まえた提言を行うことを目的とする。

本稿の構成については以下の通りである。第2章では国や県による伝統工芸産業支援の根拠例規の特徴を整理する。第3章では中国・四国地方における県指定の伝統的工芸品について、その指定品目数や指定年月日等の基本情報を把握した上で、各県の指定根拠例規の施行・改正経緯や特徴点を確認する。第4章では、伝統工芸品に関する基礎的情報を更新する重要性と、県独自の指定制度が担うべき役割について提言を行う。

2. 中国・四国地方の県指定伝統的工芸品制度

2.1. 中国・四国地方各県における指定に関する要綱の現況

中国・四国地方における指定に関する要綱の施行時期と名称を表2に示した。

我が国では京都府⁹⁾と沖縄県¹⁰⁾が指定に関する条例を制定しているが、中国・四国地方では、8県が指定に関する要綱を設けている。なお、山

口県には県独自の指定制度が存在していない。

2.2. 中国・四国地方8県の指定要件の設定状況

次に、県指定伝統的工芸品の指定要件と伝産法の指定要件との相違について概観する。中国・四国地方8県の指定要件が、伝産法の指定要件と照らして同様の要件を含んでいるか否かについて整理したのが表3である。

伝産法による伝統的工芸品指定は5つの要件が設定されている。即ち、①主として日常生活の用に供されるものであること、②製造過程の主要部分が手工業的であること、③伝統的な技術又は技法により製造されること、④伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料であること、⑤一定の地域において産地を形成していること、の5つで

あり、その全てを満たす必要がある¹¹⁾。

8県の指定に関する要綱等の内容を整理した結果、各県で指定要件の内容が異なり、追加の要件を加えている県もみられた。特に、技術・技法の歴史・継続が証明できる概ねの年数について、国の基準である「100年以上」と同じ年数を岡山県が規定している一方で、愛媛・高知・徳島の各県は「50年以上」と比較的短い年数になっていた。また、広島県は「明治時代以前に確立」¹²⁾、鳥取県は「昭和20年以前に確立」¹³⁾と時期を区切った基準を設けていた。そして、鳥根・香川の両県は具体的な年数要件が明示されていなかった。

以上から、中国・四国地方の8県においては、伝産法の指定要件とは一部異なる指定要件が設定されていることがわかった。

3. 中国・四国地方の県指定伝統的工芸品の現況

これまで中国・四国地方の各県における県指定伝統的工芸品の制度設計について確認を行った。これより、各県が独自に指定している伝統的工芸品の品目数や指定年月日等の基本的な情報を整理する。そして、①例規の改正状況、②指定解除品目の有無、③指定に関する審議会組織の設置状況等の観点から、各県の指定根拠例規の運用状況や特徴の把握を行う。

表2. 中国・四国各県の指定に関する要綱一覧

施行開始日	現行の要綱名称
1979年10月1日	愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱
1980年6月3日	岡山県郷土伝統的工芸品産業振興要綱
1981年8月17日	鳥根県ふるさと伝統工芸品振興要綱
1985年8月6日	鳥取県郷土工芸品等指定要綱
1985年8月24日	香川県伝統的工芸品指定要綱
1990年9月10日	広島県伝統的工芸品指定要綱
2001年9月17日	高知県伝統的特産品認定要綱
2003年4月8日	徳島県伝統的特産品指定要綱

出所：各県の指定に関する要綱等を基に筆者作成

表3. 各指定要件の該当状況一覧

	伝産法の指定要件					その他の項目	
	①主として日常生活の用に供されるもの	②製造過程の主要部分が手工業的であること	③伝統的な技術又は技法により製造されること	④伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料であること	⑤一定の地域において産地を形成していること	証明できる概ねの年数	国指定の伝統的工芸品でないこと
○…指定要件に該当する項目 ×…指定要件に該当しない項目							
国(伝産法)	○	○	○	○	○	100年以上	-
広島県	○	○	○	○	×	明治時代以前に確立	○
岡山県	×	○	○	○	×	100年以上	○
鳥根県	○	○	○	○	×	(明示なし)	×
鳥取県	○	○	○	○	×	昭和20年以前に確立	○
愛媛県	○	○	(③か④のいずれか○)	×	×	50年以上	×
高知県	○	○	○	○	×	50年以上	×
香川県	○	○	○	○	×	(明示なし)	×
徳島県	○	×	○	○	×	50年以上	×

出所：各県の指定に関する要綱等を基に筆者作成

3.1. 広島県伝統的工芸品

3.1.1. 広島県伝統的工芸品の定義と現状

広島県は、「県の風土と県民生活の中ではなくぐまれ、受け継がれてきた伝統的な工芸品」を「広島県伝統的工芸品」として指定を行っている¹⁴⁾。1991年4月8日に一国斎高盛絵等9品目が最初の指定を受け¹⁵⁾、1992年3月30日に備後餅が追加された¹⁶⁾。一方で、2004年8月31日に川尻筆が国指定の伝統的工芸品となったほか、2018年3月12日に大竹手打刃物が、また2019年3月31日に矢野かもしじが相次いで指定を解除されており、現在の指定品目数は計7品目となっている(表4)。

3.1.2. 広島県における要綱の改正

広島県は1990年9月10日に広島県伝統的工芸品指定要綱(以下「広島県指定要綱」という。)を施行した。その後2007年4月1日に1度改正を行っている。

この改正では、①県で定める工芸品証紙の貼付に関する項目の削除や、②県の文書作成基準に基づく表記の変更（「市町村」を「市町」に、「殿」を「様」に、「下記」を「次」に）が行われた¹⁷⁾。

3.1.3. 広島県における指定解除

広島県は、これまで2種類の指定解除を行っている。

1つは、国指定伝統的工芸品となったことによる指定解除であり、川尻筆が該当する。川尻筆は1991年に県指定伝統的工芸品となったが、その後2004年に経済産業大臣指定伝統的工芸品となった。これにより、県の指定から外れることとなった。

もう1つは、製造中止を理由とした指定解除であり、大竹手打刃物と矢野かもじが該当する。両品目ともに「工芸品の製造中止」を理由とする指定解除申出書が製造事業者から提出されたために指定解除となっている¹⁸⁾。

3.1.4. 広島県における審議会等の設置状況

広島県は、指定に関する知事の諮問に応じる審議会組織として「広島県伝統的工芸品認定委員

会」を設置している¹⁹⁾。知事はこの委員会の意見を聴いた上で、広島県伝統的工芸品の指定を行う。

3.2. 岡山県郷土伝統的工芸品

3.2.1. 岡山県郷土伝統的工芸品の定義と現状

岡山県は、「岡山県内において製造され、郷土の自然と暮らしの中ではぐくまれ受け継がれてきた」工芸品を「岡山県郷土伝統的工芸品」として指定している²⁰⁾。1981年1月30日に倉敷はりこ、津山箔合紙、手織作州緋の3品目が最初の指定を受けて以降、1992年11月16日指定の郷原漆器まで、計11品目が指定されている（表5）。この中で、津山ねり天神は現在製造されていないが、これまで岡山県で指定解除の措置が取られた品目は存在しない。

3.2.2. 岡山県における要綱・要領の改正

岡山県は岡山県郷土伝統的工芸品産業振興要綱（以下「岡山県産業振興要綱」という。）を1980年6月3日に施行した後、3度の改正を行っている。

このうち2005年4月1日には、行政組織の一部

表4. 広島県伝統的工芸品指定一覧

県名	地区	品目名（括弧付は指定解除品目）	工芸品の分類	指定年月日	主な製造地域	指定製造者（敬称略）
広島県	広島・呉	一国斎高盛絵	漆器	1991年4月8日	広島市	七代金城一国斎
		銅蟲	金工品	2009年2月16日		(有)伊藤久芳堂 (株)光
		宮島焼	陶磁器	1991年4月8日	廿日市市	(株)川原巖栄堂
		(川尻筆)	文具	2013年11月25日		山根対巖堂 宮島御砂焼丰斎窯
	大竹市	(大竹手打刃物)	金工品	1991年4月8日	呉市川尻町	川尻毛筆事業協同組合 ※経済産業大臣指定伝統的工芸品に2004年8月31日指定
		(矢野かもじ)	その他	1991年4月8日	広島市	※2018年3月12日指定解除 ※2019年3月31日指定解除
	芸北	戸河内削物	木工品	2013年11月25日	安芸太田町	横島文夫
		戸河内挽物		1991年4月8日		横島裕希
			2007年12月10日	沖野秀則		
	備北	三次人形	人形	1991年4月8日	三次市	増谷芳五郎 新宅智也
福山・尾三	備後緋	染織品	1992年3月30日	福山市	丸本圭 備後緋協同組合	

出所：広島県ウェブサイト「伝統的工芸品」等より筆者作成、但し工芸品の分類は筆者設定

表5. 岡山県郷土伝統的工芸品指定一覧

県名	地区	品目名	工芸品の分類	指定年月日	主な製造地域	主な産地団体・製造者（敬称略）
岡山県	岡山	撫川うちわ	その他	1982年3月1日	岡山市	撫川うちわ保存会三杉堂
		烏城袖	染織品	1988年4月8日		須本雅子
		虫明焼	陶磁器	1981年1月30日	瀬戸内市邑久町	虫明焼窯元
	倉敷	倉敷はりこ	人形	1981年1月30日	倉敷市	生水洋次
		備中和紙	和紙	1982年3月1日		備中和紙製造所
	津山	津山箔合紙	染織品	1981年1月30日	津山市	上田手漉和紙工場
		手織作州緋		1981年1月30日		手織り作州緋工房ひな屋
		津山ねり天神	人形	1988年4月8日		晴れの国おかやま館
	真庭	がま細工	木工品	1982年9月10日	蒜山地域	蒜山蒲細工生産振興会
		高田硯	文具		勝山地域	中島硯店
郷原漆器		漆器	1992年11月16日	川上地域	郷原漆器生産振興会	

出所：岡山県ウェブサイト「岡山県伝統的工芸品」等より筆者作成、但し工芸品の分類は筆者設定

改正に伴う3度目の改正が行われた。これは、伝統的工芸品の指定製造者が県からの助成を受けるために作成する振興事業計画²¹⁾に関して、認定・指導・報告徴収等を行う県側の担当局長名が「地方振興局長」から「県民局長」に改められた、という内容であった。しかし最初の改正（1981年5月16日）と2度目の改正（1985年7月30日）については「資料不存在のため改正内容は不明」²²⁾となっている。

また、岡山県には岡山県産業振興要綱を補完する岡山県郷土伝統的工芸品産業振興要綱実施要領（以下「岡山県実施要領」という。）が存在する。これは指定申出の方法や振興事業計画の認定手続のほか、指定基準の詳細等の細目的な部分について定めたものである。

この要領には施行・改正期日の表示がないが、2015年7月3日に指定要件に関する改正が行われている。対象となったのは、指定要件の「伝統的な技術又は技法により製造されるものであること」（表3における要件③）であった。この要件にある「伝統的」の具体的内容について、岡山県実施要領は当初「100年以上の歴史を有することが必要であることを意味する」とした上で、「すなわち、製造技術又は技法が江戸時代以前に確立し、今日まで継続していることが必要である」と規定していた。しかし、この「江戸時代以前」とは即ち「1868（明治元）年より前」を意味し、2015年当時においても約150年前の歴史的証明を必要としていた。改正では「江戸時代以前に確立し」の部分が削除された²³⁾。

3.2.3. 岡山県における審議会等の設置状況

岡山県産業振興要綱は、知事が岡山県郷土伝統的工芸品を指定・解除する際に「学識経験者等の意見を聴く」と規定しており²⁴⁾、審議会組織は存在しないものの、知事は有識者の意見を聴いた上で指定や指定解除を行う仕組みになっている。

3.3. 鳥根県ふるさと伝統工芸品

3.3.1. 鳥根県ふるさと伝統工芸品の定義と現状

鳥根県は、「郷土の自然と県民の暮らしの中で生まれ受け継がれてきた」伝統的工芸品を「鳥根県ふるさと伝統工芸品」として指定している²⁵⁾。現在指定されている品目の内訳は、陶磁器が15品

目、木竹品15品目、金工品7品目、和紙7品目、繊維6品目、人形玩具5品目、貴石細工2品目、面2品目、石工品1品目、漆器1品目、その他4品目の計65品目に上っている（表6）。この品目数は中国・四国地方8県の中で最も多い。

3.3.2. 鳥根県における要綱の改正

1981年8月17日に施行された鳥根県ふるさと伝統工芸品振興要綱（以下「鳥根県振興要綱」という。）は、その後2008年4月1日と2009年10月30日の2度にわたって改正が行われている。これらの改正内容は「改正前のものを公開しておりません」²⁶⁾という理由により、変更点は不明である。

3.3.3. 鳥根県における指定解除

鳥根県は、これまで計16品目の指定解除措置を行っている²⁷⁾。表6には指定解除品目として加茂刃物と八幡焼を掲げているが、これらの他に解除されている品目として、布施の木工品、武者絵五月幟、松江筆、魔除け飾り面、張子虎、出雲今市土人形、幸印鋏、袖師焼、母里焼、石州川本木工品、出雲五色天神等が存在するとみられる²⁸⁾。鳥根県は「指定の解除については、公表はしておりません」としているほか、該当品目の「指定解除の年月日についても公表はしておりません」²⁹⁾としており、指定解除措置がなされた品目や、その指定期間を知ることができない状況にある。

3.3.4. 鳥根県における審議会等の設置状況

鳥根県振興要綱は、知事が鳥根県ふるさと伝統工芸品を指定・解除する際に「工芸品に関し学識経験を有する者等の意見を聴く」と規定しており³⁰⁾、岡山県と同様である。

3.4. 鳥取県郷土工芸品・郷土民芸品

3.4.1. 鳥取県郷土工芸品・郷土民芸品の定義と現状

鳥取県は、「鳥取県内において製造され、郷土の自然と暮らしの中で生まれ受け継がれてきた伝統性のある工芸品及び民芸品」を「鳥取県郷土工芸品又は郷土民芸品」として指定している³¹⁾。現在指定されている品目の内訳は、陶磁器が15品目、木製品12品目、郷土玩具8品目、竹細工4品目、織物4品目、漆器1品目、鍛冶製品4品目、その他1品目となっており、合計は49品目に上る³²⁾（表7）。

表6. 島根県ふるさと伝統工芸品指定一覧

県名	地区	品目名 (*付は国指定 伝統的工芸品, 括弧付 は指定解除品目)	工芸品の分類	指定年月日	主な製造地域	指定製造者 (敬称略)	
島根県	松江	出雲石灯ろう*	石工品	1982年3月31日 1987年2月26日	松江市	来待石灯ろう協同組合 松江石灯ろう協同組合	
		布志名焼	陶磁器	1982年3月31日	松江市玉湯町	福岡瑠士(湯町窯) 土屋幹雄(9代目善四郎、雲善窯) 舟木康定(雲寅窯)	
		広瀬緋	繊維	1982年3月31日 2011年3月14日	安来市広瀬町	安来市	天野紺屋 広瀬緋技術保存会
		安来織			安来市	遠藤京子	
		出雲民芸紙	和紙		松江市八雲町	出雲民芸紙工房	
		広瀬和紙			安来市広瀬町	長島勲	
		出雲めのう細工	貴石細工	1982年3月31日	松江市玉湯町	(株)しんぐう	
		松江姉妹	人形玩具		松江市	松崎昭子	
		(八幡焼)	陶磁器			安食美幸	
		杉葉線香	その他	1982年9月7日	安来市広瀬町	内田線香店	
		錦山焼	陶磁器			中島剛史	
		出雲織	繊維	1983年11月28日	安来市	青戸柚美江	
		栗山焼	陶磁器	1984年10月3日	松江市	長岡住右衛門	
		出雲鍛造工芸品	金工品	1985年10月29日	安来市広瀬町	小藤洋也	
		松江和紙手まり	人形玩具	1995年12月12日	松江市	細川ツネノ	
		出雲広瀬方窓	陶磁器	2001年1月5日	安来市広瀬町	亀尾志郎	
		松江藩藤細工			松江市	長崎誠	
		仏像彫刻	木竹品	2004年3月31日		川島康文	
		ケヤキ指物木工			安来市	野白千晴	
		袖師焼	陶磁器	2015年3月12日	松江市	尾野友彦	
		火の川焼	陶磁器	2015年3月27日	松江市東本町	福島絵美	
		松江彫	木竹品	2019年7月10日	松江市	福田利浩	
		松江・出雲	八雲塗	1982年3月31日	松江市、出雲市	島根県八雲塗振興会	
		松江・出雲・浜田	組子細工	2000年3月25日 2004年3月31日 2006年3月24日	安来市伯太町 出雲市大社町 浜田市三隅町	門脇和弘 多々納弘光 吉原敬司	
			福こづち		出雲市大社町	(株)大社木工	
			筒描藍染	繊維	出雲市	長田茂伸	
			福神面	面	1982年3月31日	松浦伸弘	
		じょうき・銅車	人形玩具		出雲市大社町	大社の祝風	
		大社の祝風					
		萬祥山焼	陶磁器	1983年11月28日	出雲市	日野勁甫	
		木芸品	木竹品	1987年2月26日	出雲市斐川町	(株)おかや、岡清木芸	
		ケヤキ挽物細工		1989年2月1日	出雲市	森山登	
		出西焼	陶磁器	1995年12月12日		企業組合出西窯	
		出西織	繊維	2000年3月25日	出雲市斐川町	多々納桂子	
		出雲一刀彫			出雲市	藤井孝三	
	木地人形	木竹品	2001年1月5日	出雲市大社町	松谷伸吉		
	出雲獅子頭		2005年3月24日	出雲市	中尾芳雄		
	スサノオ和紙	和紙	2010年2月26日	出雲市佐田町	荒木宏文		
	高橋鍛冶製品	金工品	2015年3月12日	出雲市	高橋勉		
	御代焼	陶磁器		雲南市加茂町	舟木哲郎		
	雲州そろばん*	木竹品	1982年3月31日	奥出雲町	雲州算盤協同組合		
	(加茂刃物)			雲南市	舟木刃物工場		
	奥出雲玉鋼工芸品	金工品		奥出雲町	奥出雲玉鋼工芸組合		
	斐伊川和紙	和紙	1982年9月7日	雲南市三刀屋町	井谷伸次		
	雲州幸光刃物	金工品	1987年11月30日		楠亀代徳		
	雲州忠善刃物	金工品	1997年10月24日		川島久忠		
	奥出雲銘木製品		2009年3月10日	奥出雲町	(有)出雲工芸		
	亀嵩算盤	木竹品	2015年3月27日		亀嵩算盤合名会社		
	白磁	陶磁器	2018年3月20日	雲南市	白磁工房 石飛勝久		
	飯南のしめ縄	その他	2019年12月23日	飯南町	飯南町注連縄企業組合		
	石見岡光刃物	金工品	1995年12月12日	大田市	(有)岡田鉄工刃物		
	温泉津焼	陶磁器	2004年3月31日	大田市温泉津町	荒尾寛、荒尾浩一、森山雅夫		
浜田・大田邑智	石見焼*			浜田市、江津市、大田市	石見陶器工業協同組合		
	石州半紙				石州半紙技術者会		
	石州和紙*	和紙	1982年3月31日	浜田市三隅町	石州和紙協同組合 ・石州半紙技術者会		
				江津市	安東三郎		
	長浜人形	人形玩具	1998年11月16日 2001年1月5日 2019年12月23日	浜田市	日下悟 岩本良二 渡辺真奈美		
			1982年3月31日	江津市	太田幸生、安東三郎		
	石見神楽面	面	1982年9月7日 1998年11月16日		柿田勝郎 日下悟		
			2001年1月5日	浜田市	岩本良二		
	石見神楽衣裳	繊維	2002年3月27日		榎木千秋子、川辺志津枝		
			2003年3月26日		日下悟		
	石見神楽蛇胴				植田倫吉		
	石見根付	その他	2004年3月31日	江津市	田中俊暁		
	石州亀山焼	陶磁器	2008年1月23日	浜田市	石州亀山焼佐々木視城		
	勝地半紙	和紙	2015年3月12日	江津市桜江町	佐々木誠		
益田	雪舟焼窯元	陶磁器	2006年3月24日	益田市	雪舟焼窯元		
	木工品	木竹品	2016年3月29日		廣兼勇		
	隠岐黒耀石細工	貴石細工	1982年9月7日	隠岐の島町	八幡昭三		
隠岐	隠岐沖光刃物	金工品	2001年1月5日		原寛		
	焼火窯	陶磁器	2010年3月4日	西ノ島町	加藤唐山		

出所：島根県ウェブサイト「しまねの伝統工芸」等より筆者作成、但し工芸品の分類は県の設定に準拠

表7. 鳥取県郷土工芸品等指定一覧

県名	地区	品目名	工芸品の分類	指定年度	主な製造地域	製造事業者（敬称略）	
鳥取県	米子	法勝寺焼松花窯	陶磁器	1985(昭和60)年	南部町	法勝寺焼松花窯	
		法勝寺焼皆生窯	陶磁器	1986(昭和61)年		法勝寺焼皆生窯	
		挽物・刳物・指物	木製品		米子市	(休業または廃業)	
		染物（筒書き）	織物染色	1987(昭和62)年		松田染物店	
		鎌・鋏・包丁	鍛冶製品			(休業または廃業)	
		大山友禅染	織物染色		伯耆町	手描染アトリエカワハラ	
		大山焼久古窯	陶磁器	2005(平成17)年		大山焼久古窯	
		淀江傘	竹製品	2006(平成18)年	米子市	淀江傘伝承の会	
		倉吉緋	織物染色			倉吉緋保存会	
		はこた人形	郷土玩具	1985(昭和60)年		はこた人形工房	
	倉吉	上神焼	陶磁器		倉吉市	上神焼上神山窯	
		綾織	織物染色			吉田たすく手織工房	
		上神焼	陶磁器	1986(昭和61)年		上神焼窯元	
		北條土人形	郷土玩具		北栄町	(休業または廃業)	
		指物・刳物	木製品	1987(昭和62)年	倉吉市	鳥取民芸木工	
		鎌・鋏・鉋・包丁	鍛冶製品	1993(平成5)年			
		鎌・鋏・斧・包丁	鍛冶製品	2004(平成16)年	琴浦町	(休業または廃業)	
		精霊船	木製品	2004(平成16)年			
		黒見焼		2005(平成17)年	倉吉市	福光焼	
		福光焼	陶磁器			福光焼	
	倉吉・八頭	国造焼		2019(令和元)年		国造焼	
		挽物		1986(昭和61)年	倉吉市、若桜町	竹本木工、小林挽物店	
		桐下駄	木製品	1993(平成5)年	湯梨浜町、若桜町	(休業または廃業)	
				1985(昭和60)年	鳥取市	小橋竹かご店	
		鳥取	竹細工	竹製品	1986(昭和61)年	倉吉市	竹工芸山際
					1987(昭和62)年	米子市	中嶋竹材センター
					2018(平成30)年	琴浦町	池口栄太郎
						日南町	竹本善春
						鳥取市	仁人竹工房
						岩美町	牛ノ戸焼窯元
						おぐら屋	
				1985(昭和60)年		(休業または廃業)	
					鳥取市	竹扇堂	
				1986(昭和61)年		因州・中井窯	
	鳥取	桶、樽製品	木製品			(休業または廃業)	
		浦富焼		1998(平成10)年		浦富焼窯元	
		岩井窯	陶磁器		岩美町	クラフト館岩井窯	
		延興寺窯				延興寺窯	
		鹿野菅笠	竹製品	2004(平成16)年		鹿野菅笠を守る会	
		欄間彫刻	木製品		鳥取市	秋雪工房	
蒔絵		漆器			(休業または廃業)		
山根窯		陶磁器	2008(平成20)年		山根窯		
鳥取・日野		麒麟獅子	木製品	1985(昭和60)年	鳥取市、八頭町	中山工芸、矢山彫刻	
		因久山焼	陶磁器		八頭町	因久山焼窯元	
八頭	桜独楽		1987(昭和62)年	若桜町			
	若桜風	郷土玩具			(休業または廃業)		
	額縁		1993(平成5)年				
	筥物・茶道具	木製品	1998(平成10)年	智頭町			
	土鈴	郷土玩具		若桜町	因州若桜焼		
	桐箱	木製品	2004(平成16)年	八頭町	大谷桐工		
	鎌・鋏・鉋・包丁・斧・小刀	鍛冶製品	2007(平成19)年	若桜町	中島刃物製作所		
	日野	和太鼓	その他	1998(平成10)年	日南町	大柄商店	
		挽物・刳物	木製品	2006(平成18)年	日野町	西村孝美	

出所：鳥取県ウェブサイト「鳥取県郷土工芸品等及び伝統工芸士一覧」等より筆者作成、但し工芸品の分類は県の設定に準拠

3.4.2. 鳥取県における要綱・要領の改正

鳥取県は1985年8月6日に鳥取県郷土工芸品等指定要綱（以下「鳥取県指定要綱」という。）を施行した。その後、1986年1月20日、1998年12月1日、2004年12月17日の3度にわたって改正を行っている³³⁾が、これらの改正内容の詳細は不明である。

3.4.3. 鳥取県における審議会等の設置状況

鳥取県指定要綱は、知事が鳥取県郷土工芸品・郷土民芸品を指定・解除する際には「鳥取県伝統工芸認定委員会の意見を聞」くと規定している³⁴⁾。

3.5. 愛媛県伝統的特産品

3.5.1. 愛媛県伝統的特産品の定義と現状

愛媛県は、「県内で製造されている郷土色豊かな伝統性のある工芸品、民芸品等」を「愛媛県伝統的特産品」として指定している³⁵⁾。

国指定伝統的工芸品である砥部焼と大洲和紙を含む7品目が1980年5月2日に最初の指定を受けた後、現在合計28品目が指定されている（表8）。このうち、八幡浜かまぼこと宇和島かまぼこの2品目は食品である。なお、これまで愛媛県では指定解除の措置が取られた品目は存在していない。

3.5.2. 愛媛県における要綱の改正

愛媛県は1979年10月1日に愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱（以下「愛媛県産業振興対策要

表8. 愛媛県伝統的特産品指定一覧

県名	地区	品目名 (*付は国指定伝統的工芸品)	工芸品の分類	指定年月日	主な製造地域	製造事業者・組合 (敬称略)
愛媛県	東予	周桑手すき和紙	和紙	1980年5月2日	西条市 (旧東予市)	東予手すき和紙振興会
		伊予手すき和紙			四国中央市 (旧川之江市)	伊予手すき和紙振興会
		水引・水引製品	その他		四国中央市 (旧川之江市, 旧伊予三島市)	伊予水引金封協同組合
		桜井漆器	漆器		今治市 (旧今治市)	桜井漆器協同組合
		菊間瓦	石工品		今治市 (旧菊間町)	菊間町窯業協同組合
	中予	西条だんじり彫刻	木工品	2002年2月15日	西条市 (旧西条市)	石水親司
		太鼓台刺繍飾り幕	祭祀品		四国中央市 (旧川之江市)	高橋直孝
		伊予糞	その他		新居浜市 (旧新居浜市)	井原圭子
		二六焼	陶磁器		四国中央市 (旧伊予三島市)	(廃業)
		砥部焼*	陶磁器		砥部町 (旧砥部町), 松山市 (旧松山市), 松前町, 東温市	砥部焼協同組合
	南予	伊予竹工芸品	竹工品	1980年5月2日	松山市 (旧松山市)	松山竹製品協同組合
		伊予かすり	染織品			伊予織物工業協同組合
		姫だるま	人形			NPO法人姫だるまプロジェクト
		姫てまり	郷土玩具			田村美幸
		和釘	金工品			白鷹興光
南予	大洲和紙*	和紙	1980年5月2日	内子町 (旧五十崎町), 西予市 (旧野村町)	大洲手漉和紙協同組合	
	八幡浜かまぼこ	(食品)		八幡浜市, 西予市 (旧三瓶町)	八幡浜蒲鉾協同組合	
	宇和島かまぼこ			宇和島市 (旧宇和島市, 旧三間町), 鬼北町 (旧広見町)	宇和島蒲鉾協同組合	
	桐下駄	木工品		2002年2月15日	内子町 (旧五十崎町)	宮部木履工場
	棕櫚細工				内子町 (旧内子町)	長生民芸店
	和ろうそく	その他		2002年2月15日	大洲市 (旧大洲市)	大森和ろうそく屋
	和傘					内子町役場ビジターセンター
	高張提灯					平地屋傘提灯店
	節句鯉幟	染織品		2012年3月27日	宇和島市 (旧宇和島市)	合資会社黒田旗幟店
	宇和島牛鬼張り子				よしを民芸店	
筒描染製品	八幡浜市		地細工紺屋若松			
下駄	木工品	2015年3月13日	大洲市 (旧長浜町)	(有)長浜木履工場		
伊予生糸	染織品	2018年3月20日	西予市	西予市野村シルク博物館		

出所：愛媛県パンフレット「愛媛の伝統的特産品」等より筆者作成、但し工芸品の分類は筆者設定

綱」という。)を定めた後、2001年11月30日と2005年1月16日の2度改正を行っている。このうち2005年に行われた2度目の改正は、市町村合併によって県内の村が消失したことから、条文中の「村」を削除するものであった。しかし、2001年の改正内容についての詳細は不明である³⁶⁾。

3.5.3. 愛媛県における審議会等の設置状況

愛媛県産業振興対策要綱は、知事が愛媛県伝統的特産品を指定・解除する際には「愛媛県伝統的特産品産業振興対策委員会の意見を聴く」と規定している³⁷⁾。この委員会は任期2年(再任可)の委員10人以内で構成され、知事が委嘱・任命している。

3.6. 高知県伝統的特産品

3.6.1. 高知県伝統的特産品の定義と現状

高知県は、「郷土ではぐくみ受け継がれてきた伝統的特産品」を「高知県伝統的特産品」として認定している³⁸⁾。制度の背景として、「国の指定する伝統的工芸品以外にも、伝統的特産品として広く認定し事業者の製造意欲の高揚及びその育成振興を図る目的があった³⁹⁾とされている。2001年10月5日に宝石珊瑚、内原野焼、土佐古代塗等

の計8品目が最初の指定を受けた。その後、2013年12月10日に土佐備長炭が指定されて計13品目まで増えたが、同じ日付に土佐つむぎと佐川竹細工の2品目に対し「製造者の廃業または死亡」を理由とした指定取消の措置が行われており、現在の認定品目数は計11品目となっている(表9)。

3.6.2. 高知県における要綱の改正

高知県は2001年9月17日に高知県伝統的特産品指定要綱を施行した。その後、2013年8月15日、2014年9月25日、2015年5月27日の3度にわたって改正を行っている。

まず2013年の改正では、指定要件の明確化、暴排条例の適用条項の追加、審議会組織の意見聴取の非必須化、及び食品を対象外とする変更⁴⁰⁾等が行われた。

次に2014年の改正では、生産団体と個々の生産者との扱いを対等化する変更等が行われた。これにより、生産団体が指定製造者となった後は、生産団体に加入していない個々の生産者が製造者指定を受けられないという状態が解消された。

そして2015年の改正では、そもそも指定を受けた事業所等には「認定証書」が渡されていたことから、要綱における「指定」という文言を「認

表9. 高知県伝統的特産品指定一覧

県名	地区	品目名(括弧付は指定解除品目)	工芸品の分類	指定年月日	主な製造地域	認定組合・事業者(敬称略)	
高知県	室戸	土佐備長炭	その他	2013年12月10日	室戸市, 東洋町	上土佐備長炭生産組合 室戸市木炭振興会 (株)陽和工房	
	安芸	内原野焼	陶磁器	2001年10月5日	安芸市	福留窯 野村窯 原峰窯	
		まんじゅう笠	その他			芸西村	竹の子笠づくり教室
		安芸國鬼瓦	石工品			2002年3月20日	安芸市
	高知中央	尾戸焼・能茶山焼	陶磁器	2001年10月5日	高知市	土井庄次 谷製陶所 美祿堂	
		土佐古代塗	漆器			香南市	吉川染物店 鍵山染工場 吉川染物店 (有)ハチロー染工場 三谷染工場
	高知中央	土佐靨	郷土玩具	2001年10月5日	香南市, 香美市		(株)山岸竹材店
		フラフ・のぼり	染織品			須崎市	※2013年12月10日指定解除
	高吾北	虎斑竹細工 (土佐つむぎ)	竹工品	2002年3月20日	須崎市	高岡郡佐川町	三原村 三原硯石加工生産組合
		(佐川竹細工)	竹工品	2001年10月5日	香南市		
	幡多	土佐硯	文具	2002年3月20日	三原村	三原硯石加工生産組合	
	中部・西部	寶石珊瑚	石工品	2001年10月5日	高知市, 宿毛市ほか	全高知珊瑚協同組合連合会	

出所：高知県パンフレット「高知県の伝統的工芸品・伝統的特産品」等より筆者作成，但し工芸品の分類は筆者設定

定」に変更し，用語の統一を図る変更が行われた。これを受けて現行要綱名は高知県伝統的特産品認定要綱（以下「高知県認定要綱」という。）となっている。なお，この高知県認定要綱に関連する細目的な要領等は存在しない。

3.6.3. 高知県における審議会等の設置状況

高知県認定要綱は，知事が高知県伝統的特産品を認定するにあたって，「特に必要があると認めるときは，高知県伝統的特産品振興協議会を設置して意見を求めることができる」と規定しており⁴¹⁾，知事が審議会組織の意見を聴くことを必須としていない。これは認定取消の際も同様である⁴²⁾。そもそも高知県では指定制度の開始当初(2001年)は，審議会組織の意見聴取を必須としていた⁴³⁾が，2013年の要綱改正で聴取を必須としないよう改め，内部決済で処理が可能となった⁴⁴⁾。

3.7. 香川県伝統的工芸品

3.7.1. 香川県伝統的工芸品の定義と現状

香川県は，「さぬきの風土と暮らしの中ではぐくまれ，受け継がれてきた工芸品」を「香川県伝統的工芸品」として指定している⁴⁵⁾。1985年度に23品目が第1次の指定を受けて以降，1986年度に7品目(第2次)，1987年度に6品目(第3次)，1988年度に2品目(第4次)，1989年度に3品目(第5次)，1990年度に1品目(第6次)，1998年度に2品目(第7次)，そして2013年度に理平焼が第8次の指定を受けた。一方で香西焼や市松人

形等8品目が指定を解除されている。なお，理平焼は1985年度に指定を受けた後，1992年度に指定を解除されたが，2013年度に再び指定されている⁴⁶⁾。このような経緯の末，現在の指定品目は国指定の伝統的工芸品である香川漆器と丸亀うちわを含む37品目となっている(表10)。

3.7.2. 香川県における要綱の改正

香川県は1985年8月24日に香川県伝統的工芸品指定要綱(以下「香川県指定要綱」という。)を定めた後，1994年3月28日に改正を行っている。この改正では，審議会組織の名称変更が行われ，「香川県伝統的工芸品指定協議会」が「香川県伝統的工芸品産業振興協議会」に改められた⁴⁷⁾。

3.7.3. 香川県における審議会等の設置状況

香川県指定要綱は，知事が香川県伝統的工芸品を指定・解除する際には「香川県伝統的工芸品産業振興協議会の意見を聴く」と規定している⁴⁸⁾。

3.8. 徳島県伝統的特産品

3.8.1. 徳島県伝統的特産品の定義と現状

徳島県は，「郷土ではぐくみ受け継がれてきた伝統的な地場産品」を「徳島県伝統的特産品」として指定している⁴⁹⁾。国指定伝統的工芸品である阿波和紙(県指定品目名は阿波手漉和紙)，阿波正藍しじら織(県指定品目名は阿波しじら織)，大谷焼の3品目を含む計6品目が2003年9月1日に最初の指定を受け，現在計15品目が指定されている(表11)。このうち阿波和三盆糖，巻柿，阿

表10. 香川県伝統的工芸品指定一覧

県名	地区	品目名 (*付は国指定 伝統的工芸品、括弧付は 指定解除品目)	工芸品の分類	品目指定年月日	主な製造地域	指定製造者 (敬称略)	
香川県	高松	讃岐提灯	竹・紙製品	1985年10月28日	高松市	(有)三好商店, 三好正行	
		高松和傘				(有)太田商店, 三好寛明	
		庵治産地石製品	石製品			讃岐石材加工協同組合, 協同組合庵治石振興会	
		保多織	織物・染物			(株)岩部保多織本舗, 松本悦子	
		高松張子	玩具			乃村七重, 臼井融	
		高松嫁人人形				宮内張子 (土人形)	
		(香西焼)	窯業製品			※1991年11月26日指定解除	
		(市松人形)	玩具				
		(理平焼)	窯業製品			※1992年10月9日指定解除	
		(御厩焼)				※2005年3月30日指定解除	
		鷺ノ山石工品	石製品			鷺之山石材商会(有)	
		打出し銅器	金工品			大山銅工所, 銅楽工房	
		古式壺	わら製品			1987年11月19日	
		左官鍔	金工品			1988年11月8日	
		(長火鉢)	窯業製品			1989年11月4日	
	桐箱	漆・木工品	※2015年2月4日指定解除				
	菓子木型		道久常夫, 真鍋義昌, 浜本孝志				
	理平焼	窯業製品	2014年3月3日				
	高松・西讃	讃岐鋳造品	金工品	1986年10月27日	高松市	(有)多田機工, 阿部敬司	
						三豊市	(有)原鋳造所
	高松・中讃・西讃	讃岐のり染	織物・染物	1986年10月27日	高松市	(有)大川原染色本舗	
						観音寺市	詫間生朗
	高松・西讃・東讃	香川漆器*	1985年10月28日	高松市	香川県漆器工業協同組合, 佐々木賢治		
					三豊市	西岡喜三夫	
					さぬき市	中村正勝	
		欄間彫刻	1988年11月8日	高松市	川人三郎, 山本忠重, 長尾武美, 朝倉理, 朝倉準一		
					観音寺市	北山静雄	
		高松・東讃	組手障子	漆・木工品	1989年11月4日	高松市	香川県アースリウッド協同組合
							さぬき市
		中讃	讃岐一刀彫	1985年10月28日	琴平町	一刀彫協力会, 請川洋子, 山中象堂, 平田義隆, 細谷一男, 奥田義明, 上野俊之, 青山憲成, 上野勲, 國重義和	
						まんのう町	平田正一, 造田一夫
						丸亀市	嵯峨山登志雄
	琴平町					志度桐下駄製造組合	
	丸亀市					香川県うちわ協同組合連合会	
	中讃・西讃	一貫張・一閑張	竹・紙製品	1986年10月27日	坂出市	一閑張屋	
丸亀市						西谷博樹	
坂出市						(有)井上製鯉商会, 手描き鯉のぼり三池	
中讃・西讃	手描き鯉のぼり	祭祀品	1987年11月19日	丸亀市	※2006年2月7日指定解除		
					(手描き讃岐絵風)	玩具	
中讃・西讃	肥松木工品	漆・木工品	1990年11月16日	琴平町	(有)クラフト・アリオカ		
					讃岐獅子頭	祭祀品	1985年10月28日
中讃・東讃	讃岐桶樽	漆・木工品	1987年11月19日	三豊市	丸岡獅子屋		
					綾川町	能祖稜一	
西讃	節句人形	祭祀品	1985年10月28日	観音寺市	(有)東人形, (有)大畑忠久商店		
					三豊市	四国人形(有), 陶川敏弘	
	張子虎	玩具	三宅人形店, 田井民芸				
	(有明線香)	祭祀品	※1994年10月7日指定解除				
	(焼印)	金工品	※2000年3月29日指定解除				
	岡本焼	窯業製品	1986年10月27日	三豊市	タクマセラミックス		
	讃岐鍛冶製品	金工品	1987年11月19日	観音寺市	藤原英敷, 藤原邦男		
	金糸銀糸裝飾刺繍	祭祀品	高木敏郎, (有)ぬいや, 石川稔				
西讃・東讃	讃岐かがり手まり	玩具	1985年10月28日	三豊市	讃岐かがり手まり保存会, 曾川真理子, 寄能由香里		
					讃岐裝飾瓦	窯業製品	三豊市
東讃	香川竹細工	竹・紙製品	1999年2月16日	さぬき市	神内俊二		
					竹一刀彫	(有)白井竹器工場	
小豆	神懸焼	窯業製品	1985年10月28日	小豆島町	(有)谷元商会		
					豊島石灯籠	石製品	土庄町

出所：香川県ウェブサイト「香川の伝統的工芸品」等より筆者作成、但し工芸品の分類は県の設定に準拠

表11. 徳島県伝統的特産品指定一覧

県名	地区	品目名 (*付は国指定伝統的工芸品)	工芸品の分類	指定年月日	主な製造地域	認定製造事業者 (敬称略)	
徳島県	徳島・鳴門	鏡台	木工品	2003年9月1日	徳島市	徳島県木竹工業協同組合連合会	
		阿波しじら織*	染織品			阿波しじら織協同組合	
		大谷焼*	陶磁器	2004年6月10日	鳴門市	大谷焼陶業協会	
						足袋	繊維製品
		藍染製品	染織品	2004年9月1日	徳島市	阿波しじら織協同組合	
					藍住町	原田史郎	
					鳴門市	染工房楓	
					徳島市	(有)古庄染工場	
		阿波木偶	人形	2009年10月21日	藍住町	(有)本藍染矢野工場	
				2005年3月1日	徳島市	阿波木偶作家協会	
	徳島・鳴門・美馬北部・阿北	唐木仏壇	木工品	2003年9月1日	徳島市	徳島県唐木仏壇協同組合連合会	
				2004年9月1日	阿波市(鳴門市)	共信木工(株)	
				2009年3月31日	吉野川市	(有)磋乃	
				2010年3月15日	徳島市	藍山プレス 藍山和男	
				2003年9月1日	(不明)	鳴門市	藤田卓嗣
						海陽町	藍山泰輝
	阿波手漉和紙*	和紙	2003年9月1日	吉野川市	阿波手漉和紙商工業協同組合		
				2004年6月10日	上板町	岡田製糖所	
	阿波和三盆糖	(食品)	2017年3月15日	阿波市	服部製糖所		
				2004年6月10日	美馬市	中岡和傘店	
和傘	その他	2004年9月1日	海陽町	舛和傘ちようちん店			
			(不明)	三好和傘店			
美馬南部・神山	巻柿	(食品)	2019年12月18日	美馬市	美馬和傘製作集団		
			2004年6月10日	つるぎ町(旧美馬郡一宇村)	土井勝商店		
三好	桐下駄	木工品	2017年3月15日	東みよし町	斉藤桐材工業(有)		
	手打ち刃物	金工品		勝浦町	大久保鍛冶屋		
那賀・勝浦	阿波晩茶	(食品)	2004年6月10日	那賀町	相生晩茶振興会		
				上勝町	上勝神田茶生産組合		

出所：徳島県ウェブサイト「徳島県伝統的特産品製造事業者の認定について」等より筆者作成、但し工芸品の分類は筆者設定

波晩茶の3品目は食品である。なお、これまで徳島県で指定解除の措置が取られた品目は存在しない。

3.8.2. 徳島県における要綱の改正

徳島県は2003年4月8日に徳島県伝統的特産品指定要綱(以下「徳島県指定要綱」という。)を施行した。その後、2004年4月1日、同年8月1日、2011年4月1日、2015年5月1日と計4回改正が行われている。この内、2015年の改正は、行政組織の変更によるもので、審議会組織の委員の任命権者が「商工労働部長」から「商工労働観光部長」に変更されている。この他の改正に関しては、保存期間の関係で改正内容を示す資料が存在しないとみられる⁵⁰⁾。

3.8.3. 徳島県における審議会等の設置状況

徳島県指定要綱は、知事が徳島県伝統的特産品を指定・解除する際には「徳島県伝統的特産品振興協議会の意見を聴く」と規定している⁵¹⁾。さらに審議会組織の内容についても要綱上に規定があり、県の商工労働観光部長の任命による任期2年(再任可)の委員10名以内で組織されるとしている⁵²⁾。

3.9. 山口県の伝統工芸品指定について

山口県は、県独自の伝統的工芸品の指定制度は存在しておらず、県伝統的工芸品の指定要綱や例規等は、過去を含めて存在していない。県の担当部署に、今後の県による伝統的工芸品指定の方針について尋ねたところ、「現時点において、県としての伝統的工芸品しての方針はございません」との回答を得た⁵³⁾。

現在山口県内には、経済産業大臣指定伝統的工芸品である赤間硯、大内塗、萩焼(表1参照)のほか、徳地和紙(山口市)、堀越焼・末田焼(防府市)、仁王面(防府市)、見鳥鬼楊子(萩市)、石人形(岩国市)、大理石加工品(美祢市)、金魚ちようちん(柳井市)、寝太郎人形(山陽小野田市)、ふく提灯(下関市)等様々な工芸品・民芸品が存在している⁵⁴⁾。

4. 提言

4.1. 我が国の伝統工芸品に関する基礎的情報の更新とその公表の必要性

これまで、中国・四国地方の各県が独自に指定する伝統的工芸品の現状と、その制度運用の実態について概観してきた。

県指定伝統的工芸品の現況は、総計で218品目（広島県7品目、岡山県11品目、島根県65品目、鳥取県49品目、愛媛県26品目、香川県37品目、高知県11品目、徳島県12品目、但しいずれも食品を除く）が指定されていることがわかった。今後、中国・四国地方のみならず、全国の伝統工芸品について最新の基礎的情報を収載した総覧的資料の作成が求められると考える。そのような新しい資料を基にした伝統工芸品に関する研究がさらに促進されることは、伝統工芸産業の存続に向けて不可欠の営為であろう。

また、本稿では中国・四国各県の伝統的工芸品指定に関する要綱を主要な研究素材として扱った。その中で各要綱を閲覧する際には、県の伝統工芸品に関するウェブサイト内で確認できたケース（島根県・鳥取県）と、県の担当部署に問い合わせで閲覧できたケース（岡山県・愛媛県・高知県・香川県・徳島県）とがあったが例規集ウェブサイト上で閲覧できた県はなかった。

要綱の公表については、熊本県⁵⁵⁾や川崎市⁵⁶⁾等、積極的に取り組む自治体がみられる。透明性確保の観点から、今後要綱が広く公表されることが必要であろう。

4.2. 要綱改正経緯や指定解除等の公表の必要性

今回、中国・四国地方の県指定伝統的工芸品の現況調査を行った結果、各県の指定に関する要綱が重要な役割を果たしていることがわかった。その運用においては、各県が要綱の改正等で柔軟に運用を行うことで指定制度の維持が図られていた。

しかし、その改正の経緯や内容を示す文書の消失が一部の県で進行していた。また、指定解除については中国・四国地方の8県全ての指定に関する要綱上でその旨を公表することが規定されており、公表がなされない状況はこれに反する。

そして公表手段の一つとして、県のホームページ上にその内容を掲出する方法があるが、該当リンクの削除等により閲覧ができない状況が起り得る。よって、より明確な公表の形としては、例えば福岡県のように県公報に掲出するのが望ましいと考えられる⁵⁷⁾。

指定解除年月日が明示されることで、その品目

が指定されていた期間が明らかになり、そこで初めて指定を受けていた工芸品としての歴史的事実が定まるのである。これは後世の人が、一度生産が途絶えた工芸品を復興する際に、歴史性を証明する客観的な証拠として扱える可能性もある。現在、県指定伝統的工芸品として申請手続を行う際に、行政は製造事業者に対し歴史的年数の証明を要件としている。にもかかわらず、指定制度の変遷内容や指定事実の管理に曖昧さが存在すれば、この制度が重視すべき歴史性は、実を伴わない形骸的なものでしかないと認識される恐れがある。

助成や補助金といった従来の支援振興ももちろん大切であるが、伝統工芸品が持つ歴史性という不可視的な要素にどう指定制度が貢献できるのか、という視点が重要である。即ち、一つの伝統的工芸品が県から指定を受けることによって、工芸品としての歴史的価値が付与されるためには、その指定制度の根拠となる要綱等の歴史性こそ確固たるものでなければならない。その歴史性の認識は、我が国の伝統的工芸品指定制度全体を支える上でも、今後さらに重要になると考える。

謝辞

中国・四国各県の伝統的工芸品指定制度の調査では、広島県商工労働総務課、岡山県マーケティング推進室、島根県しまねブランド推進課、山口県観光プロモーション推進室、愛媛県観光物産課、香川県経営支援課、高知県工業振興課、徳島県観光政策課、鳥取県市場開拓局民芸担当（以上順不同）の皆様から、指定品目や指定要綱内容・改正経緯に関する情報や助言を頂戴しました。また広島県立図書館調査相談係の皆様には、県報に関する調査で大変お世話になりました。そして本稿作成時には、匿名のレフェリーから貴重なコメントを頂きました。ここに記して感謝の意を表します。

(注)

¹⁾ 本稿では国や都道府県が指定する「伝統的工芸品」と、広く一般的な「伝統工芸品」とを区別して表記する。

²⁾ この『全国伝統的工芸品一覧』は、1979（昭和54）年度版を皮切りに、81年度版、83年度版、

- 85年度版, 87年度版, 89年度版, 92年度版とほぼ2年おきに出版された後, 少し間が空いて99年度版, 2002年度版, 2006年度版が続いていた。
- ³⁾ 参考文献[12]134頁を参照。
- ⁴⁾ 参考文献[21]16頁を参照。
- ⁵⁾ 参考文献[22]15-16頁を参照。
- ⁶⁾ 参考文献[25]21頁を参照。但し高知県の条例等の有無についてはホームページ等で確認した旨の注記がある。参考文献[26]の巻末資料5頁によれば, アンケート調査の質問文は「貴都道府県独自の伝統的工芸品産業の支援に関する条例はありますか」となっており, 鳥根県と香川県の2県は, 「要綱類は有するものの条例は無い」という認識で, 「なし」との回答に至ったと推測される。
- ⁷⁾ 参考文献[7]29頁を参照。
- ⁸⁾ 参考文献[7]23頁を参照。
- ⁹⁾ 京都府ウェブサイト「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」<http://www.pref.kyoto.jp/senshoku/jourei.html> (2005年10月18日制定, 2020年9月25日閲覧)を参照。
- ¹⁰⁾ 沖縄県例規集ウェブサイト「沖縄県伝統工芸産業振興条例」http://www3.e-reikin.jp/okinawa-ken/d1w_reiki/34890101007200000000/34890101007200000000/34890101007200000000.html (1973年10月13日制定, 2020年9月25日閲覧)を参照。
- ¹¹⁾ 参考文献[17]213-214頁を参照。
- ¹²⁾ 参考文献[23]内「広島県指定伝統的工芸品の要件」を参照。
- ¹³⁾ 参考文献[20]内「鳥取県の伝統工芸品(物故者除く)令和2年1月」[https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/203857/200131kogeihin_list_kuniken\(HP\).pdf](https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/203857/200131kogeihin_list_kuniken(HP).pdf) (2020年9月25日閲覧)を参照。
- ¹⁴⁾ 参考文献[24]を参照。
- ¹⁵⁾ 広島県告示第五百三十一号「次の工芸品を広島県伝統的工芸品として指定した」『広島県報』第4732号, 1991年4月8日。
- ¹⁶⁾ 広島県告示第四百二十一号「次の工芸品を広島県伝統的工芸品として指定した」『広島県報』第4830号, 1992年3月30日。
- ¹⁷⁾ 広島県商工労働総務課への照会に対する2020年7月10日付回答による。
- ¹⁸⁾ 広島県ウェブサイト「大竹手打刃物については指定を解除しました」<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/67/1170644685336-2.html> (2020年9月25日閲覧)及び同「矢野かもじについては指定を解除しました」<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/yanokamoji-kaijo.html> (2020年9月25日閲覧)を参照。
- ¹⁹⁾ 注17と同じ。
- ²⁰⁾ 岡山県郷土伝統的工芸品産業振興要綱第1条。
- ²¹⁾ 中国・四国地方において「振興事業計画書」の類について作成・提出を求める県は岡山県の他に鳥取県があるが, 鳥取県における「振興計画」の提出先は鳥取県郷土工芸品等指定要綱第7条で「知事」と規定されている。
- ²²⁾ 岡山県マーケティング推進室への照会に対する2020年6月16日付回答による。
- ²³⁾ この歴史的要件について, 広島県は「明治時代以前に確立した伝統的な技術技法により製造されるものであること」と規定している(注12の提示資料を参照)。しかし, 明治時代以前とは「1912(明治45)年以前」を意味し, 2020年現在において国の基準より長い年数(108年)を要件として課している状況である。
- ²⁴⁾ 岡山県郷土伝統的工芸品産業振興要綱第2条第2項及び第7項。
- ²⁵⁾ 鳥根県ふるさと伝統工芸品振興要綱第1条。この要綱は鳥根県ウェブサイト「鳥根県ふるさと伝統工芸品の指定申請について」内 https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/dentou_kougei/application_for_traditional_craft.data/kougeihin_youkou.pdf (2020年9月25日閲覧)に一定期間掲出された。
- ²⁶⁾ 鳥根県しまねブランド推進課への照会に対する2020年6月30日付回答による。
- ²⁷⁾ 鳥根県しまねブランド推進課への照会に対する2020年8月20日付回答による。
- ²⁸⁾ 参考文献[15]378頁を参照。
- ²⁹⁾ 注27と同じ。
- ³⁰⁾ 鳥根県ふるさと伝統工芸品振興要綱第4条及び第6条。
- ³¹⁾ 鳥取県郷土工芸品等指定要綱第1条。この要綱は参考文献[20]内リンク (<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/203858/kyoudokougeihin>)

siteiyoukou.pdf, 2020年9月25日閲覧)に掲出されている。

³²⁾ 鳥取県市場開拓局民芸担当への照会に対する2021年1月21日付回答による。

³³⁾ 注31の提示資料を参照。

³⁴⁾ 鳥取県郷土工芸品等指定要綱第4条及び第6条。

³⁵⁾ 愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱第1条。

³⁶⁾ 愛媛県観光物産課への照会に対する2020年6月22日付回答による。

³⁷⁾ 愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱第3条第2項。

³⁸⁾ 高知県伝統的特産品認定要綱第1条。

³⁹⁾ 高知県工業振興課への照会に対する2020年6月19日付回答による。高知県には、3度の改正時期が比較的新しいこともあり、各要綱改正時の改正趣旨・理由等を表した明確な文言が残存している。

⁴⁰⁾ 前掲高知県工業振興課の回答によると、食品の全国的な認定制度として農水省の外郭団体である(一財)食品産業センターが2005年度に設けた地域食品ブランド表示基準制度「本場の本物」が存在しており、制度の趣旨や「概ね30年以上の歴史」を要件とすること等が高知県の伝統的特産品制度と同様であるため、食品は対象外と位置付けられた。

⁴¹⁾ 高知県伝統的特産品認定要綱第3条。

⁴²⁾ 高知県伝統的特産品認定要綱第6条第2項。

⁴³⁾ 高知県伝統的特産品指定要綱第2条第2項。

⁴⁴⁾ 審議会組織の意見聴取を行わず内部決済のみで指定に関する処理が完結し、小規模生産品目の指定を維持できた例として、佐賀県伝統的地場産品の白石焼が挙げられる。参考文献[2]72頁を参照。

⁴⁵⁾ 香川県伝統的工芸品指定要綱第1条。

⁴⁶⁾ 中国・四国地方の各県では指定解除に関して大きく2つの立場が存在している。即ち、広島県や島根県、高知県、香川県のように、生産実態がないと確認がとれた時点で、実勢に適合するよう随時指定解除を行う立場と、岡山県や鳥取県、愛媛県のように、生産者が存在しない状況を把握しつつも、再起復活を目指す生産者が出現する可能性を排除しない等の理由から、すぐに指定解除を行わない立場の2つである。な

お、九州地方でも、福岡県や熊本県のように状況に応じて指定解除を行う立場と、長崎県や宮崎県のようにすぐには指定解除を行わない立場とに分かれる。参考文献[2]71頁参照。

⁴⁷⁾ 香川県経営支援課への照会に対する2020年6月12日付回答による。

⁴⁸⁾ 香川県伝統的工芸品指定要綱第2条及び第7条。

⁴⁹⁾ 徳島県伝統的特産品指定要綱第1条。

⁵⁰⁾ 徳島県観光政策課への照会に対する2020年8月6日付回答による。

⁵¹⁾ 徳島県伝統的特産品指定要綱第2条及び第6条。

⁵²⁾ 徳島県伝統的特産品指定要綱第3条。

⁵³⁾ 山口県観光プロモーション推進室への照会に対する2020年7月10日付回答による。

⁵⁴⁾ 参考文献[15]279-280頁等を参照。

⁵⁵⁾ 参考文献[8]7頁を参照。

⁵⁶⁾ 参考文献[5]を参照。

⁵⁷⁾ 例えば、福岡県告示第46号「福岡県の特産工芸品の指定の解除」『福岡県公報』第3059号、2010年1月8日(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/44773_15516255_misc.pdf, 2020年9月25日閲覧)を参照。

(参考文献・ホームページ)

[1] 愛媛県ウェブサイト「えひめの伝統的特産品について」<https://www.pref.ehime.jp/h30200/syunsaikan/denntoutekitokusannhinn.html> (2020年9月25日閲覧)。

[2] 大淵和憲(2020)「九州地方における県指定伝統的工芸品制度の現状と問題点」『九州産業大学伝統みらい研究センター論集』九州産業大学伝統みらい研究センター, 3号, 67-82頁。

[3] 岡山県ウェブサイト「岡山県伝統的工芸品」<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-18015.html> (2020年9月25日閲覧)。

[4] 香川県ウェブサイト「香川の伝統的工芸品」<https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/dentou/dentou.html> (2020年9月25日閲覧)。

[5] 川崎市ウェブサイト「要綱公表の取組について」<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/38-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html> (2020年

- 9月25日閲覧)。
- [6] 川人美洋子 (2006) 「阿波しじら織つれづれ」『繊維学会誌 (繊維と工業)』繊維学会, 62巻3号, 76-78頁。
- [7] 北出芳久 (2017) 「伝統的工芸品産業支援のあり方について」『産開研論集』大阪産業経済リサーチセンター, 第29号, 21-30頁。
- [8] 熊本県 (2014) 「熊本県における条例等の制定指針」https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=4910&sub_id=1&flid=1&dan_id=1 (2020年9月25日閲覧)。
- [9] 経済産業省 (2019) 「伝統的工芸品指定品目一覧 [都道府県別]」https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/pdf/densan_shitei191120.pdf (2020年9月25日閲覧)。
- [10] 高知県パンフレット「高知県の伝統的工芸品・伝統的特産品」<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/2015042200057.html> (2020年9月25日閲覧)。
- [11] 高知県製造業ポータルサイト「高知県の伝統的工芸品・伝統的特産品」<https://www.kochi-seizou.jp/dento/about.php> (2020年9月25日閲覧)。
- [12] 佐中忠司 (2007) 「中国・四国地方における伝統的工芸品産業の現況」『比治山大学現代文化学部紀要』比治山学園, 第13号, 117-139頁。
- [13] 島根県ウェブサイト「島根県ふるさと伝統工芸品」https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/dentou_kougei/furusatokougei.html (2020年9月25日閲覧)。
- [14] 伝統工芸青山スクエアウェブサイト「伝統工芸品を探す」<https://kougeihin.jp/learn/> (2020年9月25日閲覧)。
- [15] 伝統的工芸品産業振興協会 (2003) 『全国伝統的工芸品総覧－受け継がれる日本のものづくり－』ぎょうせい。
- [16] 伝統的工芸品産業振興協会 (2007) 『平成18年度版 全国伝統的工芸品総覧－受け継がれる日本のものづくり－』同友館。
- [17] 伝統的工芸品産業振興協会 (2003) 『伝統的工芸品の本』同友館。
- [18] 徳島県ウェブサイト「徳島県伝統的特産品製造事業者の認定について」<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/kanko/2017031600183> (2020年9月25日閲覧)。
- [19] 鳥取県ウェブサイト「伝統工芸品と伝統工芸士」<https://www.pref.tottori.lg.jp/95607.htm> (2020年9月25日閲覧)。
- [20] 鳥取県ウェブサイト「鳥取県郷土工芸品・鳥取県伝統工芸士について」<https://www.pref.tottori.lg.jp/69497.htm> (2020年9月25日閲覧)。
- [21] 南保勝 (2017) 「福井県における伝統的工芸品産業振興のための一考察－近年における産地の新たな動きを通じて－」『ふくい地域経済研究』福井県立大学地域経済研究所, 25号, 13-39頁。
- [22] 西口光博 (2007) 「京都府・市における伝統産業振興条例制定について」『龍谷大学経営学論集』龍谷大学経営学会, 46巻, 3・4号, 1-17頁。
- [23] 広島県ウェブサイト「伝統的工芸品」<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/denntoutekikougeihinn/> (2020年9月25日閲覧)。
- [24] BUY ひろしまウェブサイト「ひろしまの伝統的工芸品」<https://www.buyhiro.com/craft/> (2020年9月25日閲覧)。
- [25] 前川洋平・宮林茂幸・関岡東生 (2014) 「伝統的工芸品産業に関する都道府県条例等整備の現状と課題」『林業経済』林業経済研究所, 67巻6号, 19-28頁。
- [26] 前川洋平 (2015) 「伝統工芸品産業に対する社会的支援に関する研究」東京農業大学博士論文。